企業の情報開示 ~企業が信頼を得るために~

貞光美奈子

私が「情報開示」というキーワードを卒論のテーマに選んだのは、大学生活の中で、組織において最も重要でなくてはならないものは「コミュニケーション」ではないかという考えに至り、その持論に基づいている。

「 い わ な く て も 判 っ て く れ る だ ろ う 」 だ と か「言葉ではなく態度で示す」だとかいう思 いは、大抵周りには伝わっていないものであ る。自分の考え、その思考に至った経緯を伝 え 、 共 有 し て 初 め て コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン が 成 り立ち、そして組織が運営される。また、コ ミュニケーションの手段も重要で、 伝えたい 内容によって形式ばったものからアンフォー マ ル な も の ま で 様 々 で あ る 。 人 は 所 詮 自 分 の 立場でしかものを考えることができないので、 組 織 の 構 成 員 そ れ ぞ れ の 立 場 ・ 考 え を 理 解 す るためには、自分が意志伝達をすることと、 相 手 の 意 図 を 汲 み 取 ろ う と す る こ と が と て も 重 要 で あ る と 考 え る 。 さ ま ざ ま な 立 場 を 考 慮 に入れ、目的達成に向けての最良の道を導き 出すことが組織においての課題と言える。

このことは社会・企業・行政においてもはないかと考えたのがき与えな影響を与えな影響を与えな影響を与えないて大きな手が、社会に対してその具体的を活動内容を公開せず、商品やサービスに対してのようといいばかりか、商品、企業そ

のものの信頼性に関わる問題である。また、 行政や医療の世界においても、今日、その閉鎖性が問題視され、情報開示への動きが急速 に進んでいる。

目	次																		
C	企	業	の	情	報	開	示	~	企	業	が	信	頼	を	得	る	た	め	に
~	Д																		
第	1	章		情	報	開	示	ح	は	•		• •						р.	1
第	2	章		消	費	者	^	の	開	示								. р	. 3
	第	1	節		制	度	的	開	示									р.	3
	第	2	節		環	境	情	報	を	中	心	۲	U	た	自	主	的	開	示
																	ı	p.5	5
		(1)	グ	IJ	_	ン	コ	ン	シ	ュ	_	マ	IJ	ズ	ム		
				公	害	問	題	か	5	環	境	問	題	^					
				日	本	に	お	け	る	グ	IJ	_	ン	コ	ン	シ	ュ	-	マ
				IJ	ズ	۵													
				グ	IJ	_	ン	コ	ン	シ	ュ	_	マ	IJ	ズ	ム	۲	企	業
			(2)	ェ	コ	ラ	ベ	ル									
			(3)	環	境	広	告										
	第	3	節		消	費	者	^	の	情	報	開	示	の	現	状	•	.р.	18
第	3	章	找	2 貨	至 濱	₹ ^	σ .)開	11 万	₹.							р	. 2	4
	第	1	飣	j	伟	」度	色的	」情	斬	開	示	. .						р.	2 4
		(1)	法	制	」度	<u> </u>	: J	: る	情	斬	開	一示	.				
		(2)	情	斬	開	示	· 規	制制	J Ø	成	立立	σ	背	「景	<u>l</u>		
	第	£ 2	2 飣	j	É	ŧ	的	」情	軒	開	示	. .						р.	29
		(1)		個	人	投	資	家	台	頭	の	背	景				
		(2)		Ι	R	の	内	容									
		(3)		Ι	R	の	目	的									
		(4)		Ι	R	の	効	果									
		(5)	単	記略	的) I	R	泛	動	j σ.	成	功	事	何	J		
		(6)	米	三	σ,) I	R	σ)実	態	į						

		(7)	E	本	企	: 業	€ σ.) I	R	σ)美	態	ŧ				
		第	3	節		ア	ナ	IJ	ス	۲	の	役	割					.р.	4 9
		(1)	ア	' ナ	را -	レス	. 1	· 0.) 役	割	J						
		(2)	愇	輔	分	卜析	īĿ	<u> </u>	問(題	点	į					
		第	4	節		日	本	の	Ι	R	の	今	後					.р.	5 1
第	4	章		礻	± £	<u></u>	0)厚	11 万	₹.								.р.	53
	角	育	1	節		現	代	の	パ	ブ	IJ	ッ	ク	IJ	レ	_	シ	3	ン
						7	ズ .		. р	. 5	3								
	第	2	Ê	節	1	企	業	の :	環	境	対	応	活	動	ح	情	報	開	示
	p . 5 4																		
	第	3	節		樣	々	な	社	슷	^	の	開	示					.р.	5 6
		(1)	従	業	員	^	の	開	示								
		(2)	メ	デ	1	ア	^	の	開	示							
	第	4	節		日	本	企	業	に	お	け	る	危	機	管	理		.р.	59
	第	5	節		社	슰	^	の	情	報	開	示	の	課	題			.р.	62
第	5	章		情	報	開	示	の	可	能	性							р.	6 6
参	考	文	献		参	考	U	R	L	_	暫							р.	69

企業の情報開示の必要性、コスト・メリット、受け手が望む公正な基準とは何か、情報開示の可能性などについて、情報の受け手を主なステイクホルダーである消費者・投資家・社会の3つに大別して、あるべき情報開示の姿を探る。

第2章 消費者への開示

第 1 節制度的開示

らないとは定めていない。ただ、商品によっ ては表示がなければ危険である、という場合 があるので、個別の法律、食品衛生法や薬事 法等によって表示義務が課されている。また、 法律ではカバーしきれない細かい点において、 法的な強制力は持たないが、国や業界団体が、 ガイドラインを定めることがある。経団連の 企業行動憲章 1などがその一例である。これは 1 9 9 1 年に制定され、1 9 9 6 年に改定さ れているもので、10項目の行動原則の中で、 情 報 開 示 に つ い て 触 れ て い る 。 第 3 原 則 と し て、『株主はもとより、広く社会とのコミュニ ケーションを行い、企業情報を積極的に公正 に開示する』と述べている。また、情報開示 が 求 め ら れ る 背 景 と し て 、 1) 商 法 や 証 券 取 引法の改正によって情報開示制度の充実が図 られているが、日本型経営システムや企業風 土の曖昧な部分が批判され、従来の経済社会 システムの根本的改革が求められている中、 企業の経営の透明性を高めることが課題とな っている点、2)ステイクホルダーに対する 情報開示は、国際化、高度情報ネットワーク 化の時代において企業が社会的責任を果たす 上で不可欠となっている点、3)情報が氾濫 するマルチメディア時代においては、正確な 情報をいかに的確に伝えるかが企業の存亡を 左右しかねず、適切な情報開示と共に、十分 な 情 報 管 理 が 必 要 と な っ て い る 点 、 こ れ ら 三 点を指摘している。

このような規制によって形式的には消費者

第2節 環境情報を中心とした自主的開示

ここでは、消費者が環境に関する企業行動 に感心を持つようになった動きである、グリ ーンコンシューマリズム、企業側の活動に関 して、ISOの規格であるエコラベル、環境 広告の3点に焦点を当てる。世界の動きに遅 れて、日本において環境問題への関心が起こ っ て き た 。 当 然 、 日 本 企 業 も そ の 動 き を 無 視 す る わ け に は 行 か ず 、 環 境 対 策 と そ の 情 報 開 示が求められている。そして、求められるか ら情報を提供する、という後手後手の対応で はなく、企業は環境対応の仕方によっては環 境問題・環境行動に関して社会をリードして いく存在になりうる。企業の取り組んでいる 環境対応活動に関する情報開示はその第一歩 である。企業と消費者のより良い関係を築く 為の情報開示とはどのようなものだろうか。

(1) グリーンコンシューマリズム

公害問題から環境問題へ

グリーンコンシューマリズムとは、「環境に配慮した商品や環境管理を徹底している企業を積極的に支持する動き」である。

消費者の環境への意識の変化は90年以降 に 表 れ て い る 。 9 0 年 代 以 前 に 行 わ れ た 調 査 によると、地球環境問題よりも、公害問題に 敏 感 で あ っ た 。 地 球 環 境 問 題 が 消 費 者 の 関 心 に上るようになったのはリオサミット以降で ある。これまで環境問題は地域限定型であり、 特定の企業の生産活動に伴って引き起こされ る 公 害 問 題 と し て 扱 わ れ て き た 。 と こ ろ が 現 在 広 く い わ れ て い る 地 球 環 境 問 題 は 、 公 害 を 発 生 す る 生 産 活 動 に 直 接 携 わ ら な い 企 業 、 あ る い は 事 務 的 な 作 業 を 主 に し て い る 企 業 の 経 済 活 動 も 原 因 で あ る と 考 え ら れ て い る 。ま た 、 我 々 の 生 活 の 中 に お い て 、 ク - ラ - や 暖 房 の 使用、必要以上の車の利用なども、地球環境 問 題 の 原 因 で あ る と 認 識 さ れ る よ う に な っ た 。 このような認識の定着のなか、地球温暖化問 題 に 対 し て 、 産 業 界 の 中 で 最 初 に 敏 感 に な っ たのは、生産活動に携わらない、サービスと 資 金 を 提 供 す る 保 険 会 社 だ と い わ れ て い る 。2 つ ま り 、 我 々 は 気 象 関 連 に よ る 災 害 で 甚 大 な 経済的被害を被っており、保険会社は相当額 の保険給付金を支払っているということが判 る。90年代になって経済的被害も保険金の給 付 額 も 増 え て い る が 、 こ れ ら の 気 象 関 連 の 災 害 は 、 温 暖 化 に よ る 影 響 の 表 れ で あ る と 考 え られている。経済活動に伴って我々が使うエ

ネルギー、物を作るためのエネルギーの使用量が増加して、その結果二酸化炭素が排出され、そして、温暖化が引き起こされたといわれている。

日本におけるグリーンコンシューマリズム 日本において、グリーンコンシューマリズムムはいつ頃台頭してきたのだろうか。 9 5 年の全国約 5,000 人を対象に行った調査³では、グリーンコンシューマーが育っていたが、3 年後の調査では、一部の行動を除いてはグリーンコンシューマーの割合がそれほど変わっていないということが分かった。

では実際に日本の消費者が取っているグリーン行動はどのようなレベルなのだろうか。2000年の調査 4では、ごみ出しのルールを必ず守る(90.5%)、てんぷら油を固めて、もしくは紙に染み込ませて捨てる(79.9%)以下、節電・節水関連項目が50%程度、リサイクル回収関連が40%台となっている。この10年で実行している割合が増えたのは、「ごみ出し

のルールを必ず守る」、トレーやペットが構築しての回収であり、行政や企業が稀々に浸透してきたといえる。一方、「使商品はなる」「リサイクル商品はなる」などが低下している。傾向とだが、消費者はゴミの分別収集には協力的ではない、といえる。

では、購入の際に消費者はどの程度のグリ ーン行動をとっているのだろうか。意識調査 で は 、 9 割 前 後 の 人 が 「 環 境 へ の 配 慮 を 重 視 している商品」と「環境に配慮した企業や店 舗・商 品 に 関 す る 情 報 」に 関 心 を 持 っ て い る 。 同時に、「環境に配慮していない企業の商品・ サービスは利用したくない」と考える人は 80% に 上 る 。 ま た 、 企 業 イ メ - ジ と い う 視 点 から見ても、「環境問題に積極的に取り組む企 業 」 や 「 IS O 14000 を 取 得 し て い る 企 業 」 に好感が持てる、と感じている人は70%近く いることがわかる。では、実際の行動に関し てはどうか。「多少値段が高くても環境によい 商 品 を 選 ん で 購 入 す る か ど う か 」 の 質 問 に 対 して「あてはまる」と回答したのは 20.5% に とどまっているが、「やや当てはまる」と回答 した人を合わせると全体の 75.4%にのぼる。 実際に行動に「やや当てはまる」というのは 気持ちの上ではそうしたいが消費者にとって 行動を起こしやすいような環境・情報が整っ ていない、というのが本音ではないだろうか。 1999 年の調査 5によると、「消費者にとってよい企業の条件」とは、「環境に配慮している」という項目が「社会に貢献している」に並んでトップに並んだ。企業評価のポイントとして企業の環境対応が大きな比重を占めていることがわかる。(参考:図表1-4)

消費者のほとんどといえるであろう、主婦 への調査結果 6を見てみると、「大多数の主婦 は企業の環境対応の取り組みの現状をあまり 知 ら な い の に も 関 わ ら ず 、 漠 然 と 企 業 に よ る 差が大きい」と思っている。つまり、環境問 題 に 対 す る 企 業 評 価 は イ メ - ジ 的 な 要 素 が 大 きいといえる。企業の環境への取り組みに関 する情報発信についての考えを聞いたところ、 「情報発信が不十分」と答えた人が全体の 47.4%。「やや不十分」とあわせると 93.0% が不満を持っている。企業の取り組みの現状 をあまり知らない主婦が多かったが、情報が 不十分だと感じている人が非常に多いことも わかった。また、85.7%が「環境に配慮した 企業や店舗・商品に関する情報に関心がある」 と答えている。知識不足の責任の一端は企業 側にもあるのではないだろうか。(図表 1-5) グリーンコンシューマリズムと企業

企業は商品取引の中に環境保全という新しい価値観が組み込まれており、また、国際的にもISO14000 という自主的な環境管理・監査の基準ができて、それに引っ張られる形で、かなり環境に対する認識は広まってきた。しかし、消費者に対しての動機付けは十分と

はいえない。

経済力と生活水準が日本と同程度で、 的 な 環 境 政 策 を 導 入 し て い る ド イ ツ と 日 本 の 消 費 者 を 比 較 し た と こ ろ 7 (資 料 1 - 1 , 2) 、 相 対 的 な 意 識 に 関 し て 、 日 本 も ド イ ツ も あ ま り環境意識は変わらず、あえて言えば日本の 方が若干高いのに関わらず、行動は異なって いる。つまり、行動しやすいような、何らか の制度やインフラがドイツには整っており、 また、環境意識ではなく別の要因が人々の行 動を環境に配慮したものに向かわせていると いえる。現状を比較してみると、例えば、我々 がプラスチックと例の使われていない肉を買 いたい場合でも、どこで買っていいかわから ない。ドイツの場合には、肉を簡単に切って 売ってくれる店がたくさんあり、また、スウ ェーデンに関しては、プラスチックトレイで はなく、紙トレイに変えている。このように、 環境行動を起こそうとする時に特別な努力を しなくてもよいような環境が日本には整備さ れていないのが現状である。また、ドイツに おいて注目に値するのは、NGOの存在であ る。 ドイツの企業は、 N G O 自体が企業に対 して大きな力を持っているというよりも、N G O を 支 え る 市 民 が N G O の 向 こ う 側 に 見 え る、NGOを無視することはできない、とN GOの存在を市民の代表と認識し、市民もN GOを信頼しており、インフラの整備にNG 〇の存在は欠かせないものになっている。 この比較を見るに、日本においてインフラ

の整備は急務ではある。その中で、企業が取 り組むべき余地は多い。企業は、初期段階か らの環境に配慮した法令の整備、拡大生産者 責任という考え方が容器包装リサイクル法や、 家電リサイクル法に取り入れられている。そ れ に よ っ て 、 企 業 自 身 が 、 環 境 に 負 荷 の 低 い 商品を売ったり、ゴミになるものを作らない という行動をとることになる。また、リサイ クル率の設定や、デポジット制度など、イン センティブが企業には与えられている。この ような状況を考え合わせると、日本のグリー ンコンシューマーを育てるのも、企業の社会 的責任だといえる。まずは消費者に環境に関 する取り組みや、大袈裟でない環境に関する 正 し い 知 識 を 提 供 す る 必 要 が あ る だ ろ う 。 以 上の調査結果を見ると、消費者は環境に配慮 した商品やサービス、企業に対して関心を高 めているが、いざ実際に行動に移そうとする と何から始めていいのかわからない。企業の 評 価 に 関 し て も 、 十 分 な 情 報 を 持 ち 合 わ せ て いない為、興味はあってもイメージ的にしか 企 業 を 評 価 で き な い 。 今 の と こ ろ 、 消 費 者 が 環 境 行 動 を 起 こ す に は 行 政 の 作 っ た ル - ル に 忠実に従うこと、身近な企業が取り組む環境 活 動 に 積 極 的 に 協 力 す る こ と で あ り 、 こ の こ と を 見 て も 、 企 業 が 消 費 者 に 情 報 提 供 す る こ と、企業から消費者へ環境活動協力の呼びか け を 起 こ す こ と が グ リ ー ン コ ン シ ュ ー マ ー を 育 て る 第 一 の 道 で あ り 、 イ ン フ ラ を 整 え る こ ととなるだろう。

(2)エコラベル

エコラベルとは、多様な価値観に基づいて自由な商品選択が行われる市場に対して、製品の環境情報を提供し、環境に配慮した製品のシェアを高めることによって、環境改善に寄与しようとするものである。

企業の環境負荷には二者あり、ひとつは、 工場、事務所、営業所、物流拠点などの企業 の活動拠点で発生する環境負荷であり、大気、 排水等への排出、固体廃棄物、資源やエネル ギーの消費などである。もう一方は、これら の企業活動によって生産される製品やサービ ス が ど の よ う な 環 境 負 荷 を か け て い る か 、 と いう問題である。製品の性能、機能、 価格が期待どおりであるかは、購買者が製品 を 購 入 し て 使 用 し て み れ ば 自 ず か ら 評 価 で き るが、製品の環境負荷、特に購買者の手元に 届 く ま で の 環 境 負 荷 は 、 企 業 が そ の 情 報 を 購 買者に開示しない限り、製品を購入したり使 用 し た だ け で は 分 か ら な い も の で あ る 。 企 業 が一方的に環境負荷の少ない製品を生産して いても、購買者がこれを購入しなければ、環 境負荷を減らす目的を達成できないだけでは なく、企業が倒産する可能性さえ出てくる。 環境にやさしい製品の、市場におけるシェア を継続的に上げ、市場全体で環境負荷を減ら していくためには、環境負荷情報を購買者に 開示して、どの製品が環境負荷の少ない製品 であるかを購買者に知らせて、それを購入し

てもらわなければならない。エコラベルは、この指標として位置付けられていてして、グラン・コンシューマーのための指標としてある。国でとにプログラムが異なり、国際的な共通化、整合化の必要が次第に強く望まれる。

ISOはその目的を、「環境ラベルの全体的 な目的は、製品とサービスの環境特性に関す る、検証可能で、正確かつ欺瞞的でない情報 を伝達することを通じて、環境に与える負荷 の少ない製品とサービスの、需要と供給を促 進することであり、それによって、市場の誘 導力による環境の継続的改善の可能性を刺激 しようとするものである。(ISO14020『環 境ラベルと宣言』)」としている。つまり、根 拠のない「地球にやさしい」とか、「グリーン 」とかいった曖昧な表現を廃し、環境に 関 す る 特 に 1 2 の 言 葉 に 関 し て 細 か い 定 義 づ けを行うことによって、環境情報を「歪みな く伝えること」を約束事にする。そして、社 会 に 嘘 や 虚 飾 を 廃 し た 事 実 が 理 解 さ れ 、 そ の 結果として本来の意味での環境配慮型製品や 企業を、消費者からフェアに選んでもらおう、 そしてその積み重ねによってこの世の中全体 を 少 し ず つ 環 境 保 全 型 社 会 に 変 え て い こ う と するものである。

ISOでは、1.第三者認定によるエコラベル、2.自己宣言によるエコラベル、3. 数値表示型ラベルの3つに分けて、基準を設

けている。一つめは、第三者認定エコラベル であり、日本のエコマークやドイツのブルー エンジェルマークがこれに当たる。消費者、 購 入 者 か ら 見 る と マ ー ク 以 外 の 情 報 を 得 る こ とはできないが、公正性、平等性、正確性は 保証されている。二つめは、自己宣言による 環境ラベルであり、企業がマーケティングで 行う環境自己主張である。企業は市場に対し て直接情報を開示するが、単なる自己の主張 であり、この主張の妥当性の判断は消費者に 委 ね ら れ て い る 。 三 つ め は 、 数 値 表 示 型 ラ ベ ルであり、LCA(ライフサイクルアセスメント) をベースにした指標を定め、製品に関連した 環 境 負 荷 量 を 項 目 ご と に 示 す も の 。 ISO の 標 準 化 の 会 議 で 、 こ の 規 格 を 時 期 尚 早 で あ り 、 今後の規格化に備えて、今までの議論の内容 を整理して、技術報告書としてまとめること になった。最も情報開示らしいものであるが、 規格ができないことになったので、規格を元 に 判 断 は で き な い 。 情 報 に 対 す る 評 価 や 判 断 は消費者の考えや価値観に任され、企業や第 三者機関の価値判断によるスクリーニングが ない。企業の市場に対するアカウンタビリテ ィに立脚した定量的数字に馴染みにくく、技 術的な理解が困難である。

これらの規格がいずれも環境情報の妥当性を確保する意図を持っている。第一に、情報そのものの質に関わるもので、事実に基づく正確性、受け手の誤解と欺瞞性の回避、科学的客観性、ライフサイクルを考慮すること、

比較可能性の確保等がある。第二に、これらの情報の質を担保するための仕組みに関する規定で、実証・検証あるいは認証に関する規定が含まれている。第三に、プログラムの運営に関して、利害関係者に対する平等性、公正性、透明性、その他貿易問題の回避等に関する規定がある。

とはいえ、この規定には罰則があるわけではない。企業・広告主のモラルに全て依拠している。環境問題が一国の問題ではなく、ましてや個人や一企業の問題ではないという認識が広まる中、このような規格を無視することは不可能に近い。

財団法人日本環境協会による『エコマーク と消費者意識調査』。を参照すると、環境問題 に関心があり、行動に移したいと考えている が、消費者にとって最も身近なものであるは ずのエコマークでさえ、マーク自体が一人歩 きしており、それがどのような根拠に基づい て い て 、 ど の よ う な 意 味 を 持 つ の か に つ い て の認知度は極めて低いといえる。企業と行政 が一丸となって取り組むべきだ、という声も あるが、まずは企業がエコマーク自体の更な る普及活動、エコマークの正しい認識の定着 に尽力し、消費者にとって最も身近でわかり や す い 環 境 活 動 と な れ る よ う 、 企 業 同 士 で 、 また企業と消費者が協力し、情報を提供し合 って実現させることが今日企業に求められて いるのではないだろうか。

(3)環境広告

環 境 広 告 に は 、 だ い た い 6 な い し 7 種 の タ イ プ に 分 類 で き る 。 9 1 は 、 直 接 的 な 商 品 訴 求 タ イプで、「この商品は環境のためにこのように 優れている」と訴えるもので、当然ながらい ちばん多い。2はその一種としての報告タイ プで、「省エネ大賞を受賞した」とか「ISO の 認 証 を 取 得 し た 」 と か 、 外 部 の 権 威 を 借 り て自社商品や商品生産やサービスについての 信頼性を訴求するもの。ソニーなどは、外部 の力を借りず「報告:ソニーの環境活動」と いうプレートをつけた認証状のような表現で、 包装材、梱包材からテレビ本体まで「全身で」 リサイクルに取り組んできたことを「報告」 している。3は「環境問題をこう考え、こう 取り組んでいる」といったもので、理念訴求 するタイプ。4はお願いタイプで、松下電器

の「家電製品のリサイクルにご理解とご協力をお願います」と文字どおり「お願いする」
広告など。5は環境ビジネスタイプで、「環境問題解決のためにこういがするに6は「でもりになるもの。さらは「でこうもの。最後の7は環境問題に世間の関連を集める流れにのって、賛同企業を集め話題性のにないたを行うといった

このような環境広告は新聞や雑誌を中心に、 その数は増加傾向にある。バブルの時代には 名 前 を 売 る こ と 、 イ メ - ジ を 定 着 さ せ る こ と に広告の主目的でよかったのだが、現在のよ うな消費経済環境においては訴えかける広告、 メッセージ性のあるものが消費者にとって企 業の関心を引くものとされている。そして、 消費者の環境広告・企業に対する目を厳しく している。企業は広告表現を考える際、消費 者 が 相 当 な 一 般 情 報 を 持 っ て い る こ と を 前 提 に考えなければならない。即ち、美辞麗句を 並べ立てるだけでは消費者はそれを見抜く。 環境広告の読み方は近年高度化しているとい える。企業は一般情報を前提にメッセージを 作成しなければならない。一方、消費者が十 分に情報を得ている上で読むとは限らないの で、 こ の こ と も 十 分 に 踏 ま え て お か な い と 訴 えかける広告としては不十分になってしまう のである。

広告は、消費者への情報として、最も身近で、何かアクションを起こさなくても目に入

第3節 消費者への情報開示の現状

日 本 で 公 害 問 題 が 叫 ば れ 始 め た の は 、 1950 年 代 か ら だ が 、 企 業 は 60 年 代 か ら 70 年 代 に かけて発生した多くの公害問題に対して、政 府の規制、法令に対処する為に、規制に対応 す る 形 で 、 環 境 対 策 を 実 施 し て き た 。 規 制 へ の対応の為に環境配慮を行うというのが当時 の 企 業 の 意 識 で あ っ た 。 80 年 代 か ら 90 年 代 になると、公害が起きてから環境対策をする と い っ た 、 後 追 い の 方 法 で は 、 公 害 の 訴 訟 費 や現状回復費に、かなりのコストがかかるた め、予防策として先に環境対策をするべきで はないかという経営の判断によって、予防的 な 環 境 対 策 を 実 施 す る よ う に な っ た 。90 年 代 になると、92年のリオサミットなどもあって、 環 境 は ビ ジ ネ ス チ ャ ン ス に な る と い う 認 識 も 生まれてきた。また、90年代の後半になると、

環境問題は、90年とのは、90年とのは、90年とのは、1、2を持っては、1、2を持っては、1、2を持っては、1、2を持っては、1、2を持っては、1、2を持っては、1、2を持っては、1、2を対し、1、

背景の一つ目として、情報に対する閉鎖性をあげる。日本企業は外部に対してはまず機密にし、上下関係の強い日本の会社社会では、上に立つ者の責任問題を回避することが先で、

情報は機密にした上で上司の判断を仰ぐ、という習性が根強い現状がある。

二つめは、競争に対する消極性である。エコラベルの取得なども、企業としてのステイタス・シンボルとしての認証、あるいは同業者との横並び意識による行動であり、マーケティングの手段として、市場での自社の有利な地位を獲得するための直接的な競争手段としての認識が薄い。

三つめに、消費者の消極性があり、情報元は発信者側に握られており、受け手としいるの情報の妥当性を自ら判断できないといいる、本質的に弱いな場に置かれている。また、概して企業活動の実態から離れた存在であり、開示された情報の背後にある情報を理解するために技術的なバックグラウンドが欠如している。

最後に、企業の絶対性があり、社会的に信用のある企業がスキャンダルを起こしてはならないという認識、起こりうる事態の非開示、など「企業はトラブルを起こすはずがない」という認識からスタートしているため、起こった時にまず隠蔽しようとする習慣がある。

これらの現状から、そして情報開示・リスク管理の両面から、企業の根本的な概念の改革が必要である。企業、またはその製品はトラブルを起こしうるという認識を前提とし、企業情報を適正に運用することがで、さまざまな事態に対処しうる。

情報の発信者は、特定の受け手だけに開示

するのではなく、第二の受け手や、競争相手にも情報開示をすることで、情報開示ない。開示が適切ないールに運用することができる。開示が適切なりの内容が妥当ない。間題提起をしているか、このような問題提起をしている。

環境情報を開示する企業が急増する一方で、 環 境 情 報 開 示 に 関 す る 一 定 の 基 準 が な い た め に、開示内容は、個々の企業の環境特性を反 映はしていても、情報の比較可能性を欠いて いる。国連は企業環境活動に関する情報開示 の現状を、企業に広範な自由裁量を許したの は、会計基準の欠如にあり、企業の環境上の インパクトと財政状態および経営成績との関 係 を 決 定 で き る 基 準 に 基 づ い た 数 量 情 報 は ほ とんど提供されていない、と分析した。この 分析に基づいて、国際会計・報告基準専門家 政府間作業部会は「政府および利害関係者に よ る 考 慮 の た め の 結 論 」 の 中 で 、 環 境 財 務 情 報 の 開 示 に 力 点 を 置 い た 勧 告 を 行 っ た 。 そ の 内容は、次の四つの領域の開示に関連してい る。1 . 環境方針のディスクロージャー、2 . 組織活動業績に関するディスクロージャー、 3 . 期中支出に関するディスクロージャー、 4 . 将来支出のディスクロージャー。調査の 結果、多国籍企業は環境問題の重要性に気付 いているが、数量的情報が開示されることは ほとんどなく、質的、記述的、部分的な情報 が開示されるために、比較が難しい。その上、

http://www.keidanren.or.jp/Japanese/policy/kcbc/index.html

http://net.pref.aomori.jp/tugarukoiki/jinzai/katura.html

注 2 に 同 じ

⁴ WEB o j o [読 売 AD レポート] [w14] 読 売 AD レポート o j o 2 0 0 1 . 5 今月のデータ/環境保護に対する消費者の意識と行動

http://www.yomiuri.co.jp/adv/ojo/02number/200105/05data.html

⁵ WEB ojo[読 売 AD レポート] [w14]読 売 AD レポート ojo2001.6 今月のデータ/環境保護に対する消費者の意識と行動

[w]http://www.yomiuri.co.jp/adv/ojo/02number/200106/06data.html

¹ 経団連[w8]

²先進国に学ぶ環境対策[w7]

³先進国に学ぶ環境対策

⁶ 注 5 に 同 じ

⁷ 注 2 に同じ

⁸ エコマークと消費者意識調査[w15] http://www.jeas.or.jp/ecomark.pdf/ist.pd

f

⁹環境広告この1点[w6]

http://eco.goo.ne.jp/magazine/files/revi ew/ad_apr01.html

第3章 投資家への情報開示

第 1 節 制度的情報開示

(1)制度による情報開示

の価値を判断するための情報を開示すればよく、あとは投資家が自己責任に基づいて投資判断を行う。これが日本の証券取引法の原則である。

一方、商法は株主が会社の所有者として権利を行使するために判断材料を提供するもものである。株主に対する直接開示として計算書類の送付を定めており、株主を履行われる取締役等の説明義務も履行をのまた、株主とは債権者を置いる。またして計算書類の備置がある。

株式会社では、所有と経営が分離されている。経営者は、株主から提供された資金ががさのように運用されて、報告し、所有はなられている。株主に対して、報告しなければなら、株主は重要な位置付けをされている。株主が役割を果たすためには、十分に情報が開示されていなければならない。

法の規制以外にも、法定開示制度を保管す るものとして、タイムリー・ディスクロージ ャーがある。投資家の投資判断に影響を与え る会社情報は、適時かつ適正に投資家に提供 され、それに基づく合理的な投資判断が可能 な仕組みとなっていなければ、真に公正な価 格形成を確保し、有価証券市場に対する信頼 を維持することはできない。このタイムリ ー・ディスクロージャーとは、上場企業が企 業内容等に関する情報、すなわち、合併、倒 産等を、発生後速やかに報道機関等を通して 開 示 す る こ と で あ る 。 投 資 対 象 で あ る 発 行 会 社の内容は、日々様々な経営活動によって変 化 し て お り 、 そ の 変 化 に 伴 っ て 投 資 家 の 判 断 に 影 響 を 与 え る 情 報 も 間 断 な く 発 生 し て い る ことを考慮すると、法定開示制度に基づく企 業内容だけでは、現実の有価証券市場におけ る公正かつ円滑な価格形成を確保する上で十 分 と い え な い 。 法 定 開 示 の 根 幹 で あ る 有 価 証 券 報 告 書 や 半 期 報 告 書 に よ る 企 業 内 容 等 の 開 示の適時性を見ると、事業年度経過後3ヶ月 後 の 掲 出 期 限 が あ る た め 、 結 果 と し て 当 該 内 容の開示がおくれてしまう。また、適切性に ついて見ると、投資家が有価証券報告書等の 法 定 開 示 書 面 の 内 容 を 開 示 後 速 や か に 入 手 す る為には財務局、証券取引所等の所定の場所 に赴く必要があり、十分な情報の周知が図れ ない恐れがある。このような事態を避ける為 の措置として意義を有している。

(2)情報開示規制の成立の背景

ではこのような情報開示に関する規制が整備された背景には何があったのだろうか。

企業の透明性、情報開示の必要性は以前か ら言われていたが、特に最近の動きは著しく、 なかでも、証券取引法上の開示制度は急速に 充実されつつある。その第一の要因としては、 規 制 緩 和 が あ げ ら れ る 。 1 9 8 0 年 ご ろ か ら 市場メカニズムや競争原理といった言葉が世 界 的 に は や り 、 各 国 の 政 策 に 掲 げ ら れ て き た が、この流れは社会主義圏の崩壊でいっそう 加速した。日本においても、バブル崩壊後、 景気がなかなか回復しなかったこともあり、 日本も大幅な規制緩和を断行し、従来の行政 主 導 型 か ら 市 場 原 理 に 転 換 し な け れ ば 、 世 界 の流れから後れを取ってしまう、という論調 がブームになった。国家が規制するよりも、 市場メカニズムに任せた方が、少ないコスト でより良い結果が達成できるという考えにも とづいている。規制よりも市場機能が重視さ れるわけだから、市場の枠組みを守るための ル - ル は よ り 重 要 に な る 。 市 場 が う ま く 機 能 するためには、いくつかの条件が必要となる。 そのひとつは、市場に参加する人が必要な情 報をもっていなければならない、ということ で あ る 。 ま た 、 市 場 に 参 加 し た 人 は 、 そ の 結 果を甘受しなければならないという、自己責 任の原則を守ることが必要となる。そのため に、情報開示が不可欠となるのである。

規制緩和のほかに情報開示が重要視されるに至った背景として、企業の資金調達が間接

資金調達法が変わるのと同時に、企業活動・資金調達が国際的になってきた。日本の開示制度を国際的な水準に引き上げる必要が出てきた。異なる国の企業内容を比較する為には、開示制度が同質的なものである必要がある。また、海外から日本の企業活動が不透明だという批判が高まってきたのも一因である。

は、地球環境問題がクローズアップされ、生産過程における国内の公害のみならず、目に見えない企業が地球に与える影響についての関心が高まり、企業活動の開示が重要視されるようになった。

第 2 節 自 主 的 情 報 開 示

(1)個人投資家台頭の背景

企業の自主的情報開示はインベスター・リレーションズ(IR)として、その認知度は高まってきている。では、なぜその必要性が叫ばれるに至ったのだろう。

わが国の投資家の姿勢は徐々に変わりつつある。 従来、日本の上場企業の配当は世界的に見て低い水準にあるのにも関わらず、機関投資家は、会社経営に対して注文をつけようとしなかった。しかし、バブルの崩壊によって情勢は変わってきた。ゼネコンの相次ぐ倒産、山一證券の経営破たん等により、制度的開示への不信が募ってきた。また、投資市場が国際化し、外国人株主の割合が増えていくと、情報開示に敏感な投資家の要求にも対応していく必 要 が出 てくる。このような変 化 に対 応 するため、IRに 積 極 的 に取り組 む会 社 が増 えている。

経係プつるのい構に出個株より がおきを、いな。株の造向さん主り がおきを、にし経因にいるのがはるないでに後、ROE 持のがにこ崩外投 はやたのな企に制造とが構家によりでがにこ崩外投 を対けると、原ったりのがはなるは十なの壊国資かでがにこりがでいる。 様のツ資の構っができるでがにこ崩外投動に では後、にし経因にい式のの壊 を対けるがやきの機さが構家によりがる がはさが構家によりがるは を対けるのがはるが構まとこ。 を対したがはなるははかるが を対したがはなるははない を対したがはなるははない を対したが を対したが を対したが を対した を対し を対した をがした をがし をがした

(2) IRの目的

の定義付けが行われているが、最大公約数としては、1 .IRの対象先として株主、投資家、ファンドマネージャー、証券アナリストなど、2 . 企業が明確な目的を持って行う情報活動であること、3 . 企業の実態を客観的、性格に示すものであること、4 . 公平な情報伝達活動であること、などがあげられる。

ムは小さくなる。また、優れた情報開示によって、証券アナリストは、より正確に企業業績を予測することができる。そして、企業はイメージの向上や高い流動性といった恩恵を受けることができる。(参考:図表2-1)

(3) IRの内容

IR の 具 体 的 内 容 は 企 業 説 明 会 な ど の IR イ ベントと事業報告書などの IR ツール作成に 分けることができる。日本インベスター・リレ ションズ協議会(JIRA)の調査によると、 説 明 会 や 見 学 会 の 実 施 は 、「 個 別 面 談 」(全 体 の 7 3 .4 %)、「決算説明会」(同 7 7 .8 %)、 「 会 社 説 明 会 」(6 0 .7 %)が 柱 で 、以 下「 会 社 施 設 見 学 会 」(3 4 .3 %)、「 証 券 会 社 な ど が主催する説明会」(30.3%)、「海外説明 会」(21.2%)が続いている。 それぞれ の開催頻度や出席者を調べると、個別面談は 「 5 0 回 以 下 」 が 面 談 を 実 施 し た 企 業 の 5 1 % を 占 め た 。 社 長 が 出 席 し た 頻 度 で 回 答 が 多かったのは「10回以下」(32.8%)だ が、社長が1回でも出席した企業は42.2% あった。決算説明会は、「年2回」の回答が実 施した企業の83.2%と多数。同様に、社 長が出席する頻度は「2回」が最も多く、 7 . 6 % だった。 社長が1回でも決算説明会 に 出 席 し た 企 業 は 7 3 . 9 % あ っ た 。 会 社 説明会は「年1回」(実施した企業の28%) から「年2回」(同24.4%)の実施が多く、 社長の出席頻度で多い回答は「年1回」(26. 9 %)。社長が1回でも出席した企業は5 7 %ある。

後者は事業報告書、アニュアルレポート、 ファクトブック、あるいは企業のウェブサイ ト コ ン テ ン ツ な ど の IR ツ ー ル の 作 成 で あ る 。 JIRA によると、I R ツールは、事業報告書(全 体の86.6%)、会社案内(83.6%)に 次 い で イ ン タ - ネ ッ ト を 利 用 す る 企 業 が 多 い (71.5%)。内容は、「財務情報」(インタ ネットをIRに利用する企業のうち84. 8%)、「E-mailによる応対」(同39. 8 %)、「投資家向けが明示された目次」(同3 5 . 6 %)、「株価情報」(28.6%)など。 回答の選択肢にない項目では「プレスリリー ス」「社長メッセージ」のほか、「月次の売上 状 況 」 と い っ た タ イ ム リ ー な 情 報 提 供 を 実 施 しているという企業が多かった。そのほか の ツ ー ル で は 決 算 説 明 補 足 資 料(5 9 .1 %)、 英 文 ア ニ ュ ア ル リ ポ ー ト (4 8 . 1 %) な ど の利用が多いが、「和文アニュアルリポート」 「 環 境 報 告 書 」 な ど も 活 用 が 進 ん で い る 。 I R ツールの発行頻度は、事業報告書が「2回」 (事業報告書を発行する企業の83、3%)、 株主通信・株主だよりが「2回」(株主通信を 発 行 す る 企 業 の 6 0 .8 %)、決 算 説 明 会 配 布 資料が「2回」(説明会資料を作成する企業の 88%)が平均的。だが、株主通信を4回発 行する企業や決算説明会の資料を4回作成す る企業も若干見られた。

IR の対象としては、上位は証券アナリス

ト、機関投資家、ファンドマネージャーなど 専 門 家 が 占 め て い る 。 例 え ば 、 同 じ 説 明 会 で も 対 象 に よ っ て 実 施 率 が 変 わ っ て く る 。 例 え ば会社説明会は、実施した企業の82.4% が「アナリスト向けスモール・グループミー ティング」を開いているが、「証券会社の営業 部員向け説明会」は40.4%、「100人以 上 の ア ナ リ ス ト が 集 ま る 説 明 会 」は 3 1 .1 % 、 「個人投資家説明会」は13%にとどまる。 会社施設見学会も、実施した企業の91.3% が「アナリスト向け見学会」を開いているが、 「証券会社向け」は27.5%、「個人投資家 向け」は9.6%と少ない。企業・業績の分 析 力 が あ り 、 企 業 の 長 期 展 望 を 捉 え る こ と が で き る 、 ま た 、 中 立 的 な 立 場 で 分 析 の で き る 専門家を対象としている。

IRの組織に関して、IRの専任部署があると答えた企業は153社(全体の24.1%)。そのうち約4割の64社が「IR部(室やチームを含む)」を持っている。専任者の人のは1100分割は「100分割をある。専任者の110分割をある。事任部署がある。事任部署は終務部(146社)、企画部(99社)、広報部(62社)が多い。うち専任組織の設置計画がある。のは16.7%。 IR業務に携わる時間の割合は「3割未満」と答える企業が62.7%と最もの。2

こ の よ う に 、 企 業 の I R へ の 取 り 組 み は 徐 々 に 活 発 に 、 広 範 に わ た る 活 動 へ と 向 か っ

また、海外機関投資家へのIR活動につい ては、32000 年度は前年度の 56%増にあたる 350 社(推 定)に 上 り 、1 年 間 に 複 数 回 、 海 外 I R を 実 施 す る 企 業 が 急 増 し た 。 さ ら に 、 四 半期決算の発表を行う企業が100社を超えた 市場環境の中で、IR担当部署の責任者が各 地の機関投資家を訪問する事例が新たに多く 見られた。また、日系企業が訪問する機関投 資 家 の 数 は 、 2000 年 度 は 平 均 11.6 社 で こ れ は、市場環境の悪化で、機関投資家に説明会 形式を避け、経営陣と直接話せる場を求めた ことに起因している。説明会形式は数を減ら し、 個 別 訪 問 や イ ン タ ー ネ ッ ト 会 議 が 増 加 傾 向にあり、講壇式の説明会は見直される時期 にきている。企業のIR活動の一種の指標と も言うべき海外機関投資家へのIR活動は 年々活発になってきていることが判った。企 業活動の国際化に伴って、海外機関投資家は 企 業 に と っ て 大 き な 存 在 で あ り 、 当 然 無 視 す ることはできない。また、機関投資家との関 係の中で、世界レベルの情報開示、真に求め られる情報開示の形を探ることにもなるので はないか。

以上で、日本企業のIRの実態を大まかに捉えてきたのだが、情報開示の先進国である

アメリカとの比較で日本企業のIRの実態を見ていく。

ア メ リ カ が I R 先 進 国 で あ る そ の 理 由 は い くつかあげられるが、ひとつは典型的な訴訟 国 で あ り 、 訴 訟 に 要 す る 高 額 な コ ス ト を 回 避 する目的があるためである。他にも、学校教 育制度や文化の違いなど多種多様なバックグ ラウンドがある。一方日本は一民族国家であ る こ と や 言 語 も ひ と つ で あ る な ど 、 根 本 的 に ア メ リ カ と は カ ル チ ャ - が 異 な っ て い る 。 し かし、そのような背景を踏まえても、アメリ カの自らの会社の不安材料や危険性を詳細か つ ネ ガ テ ィ ブ に 開 示 で き る 土 壌 は す ば ら し い といえる。情報開示・IRといえども、最も 労 力 を 要 し 、 リ ス ク が あ る と 考 え ら れ る の は ネガティブ情報の開示である。情報は小出し にし、あわよくばネガティブ情報は隠蔽しよ うとする日本に対し、アメリカはどのような 制度や企業の姿勢が存在するのか。

もと、あえて記載の具体例を示すことなく、 それぞれのタイプにあわせた、自由度に任せ た開示を奨励している。その歴史の過程で、 公開企業として記載するべき共通の項目が自 然と形成されてきている。

(4) IRの効果

IR活動の効果測定は非常に難しい。株価はIR活動のみが直接的な影響を与えるものではなく、市場の動向や投資家の行動といった他の要因によって変化するので、指標リンには適く、東京証券取引所、日本IR協議会ではよっての優良企業として表が、IRが最近ないので、が、IRが最近に積極的にかるとは中長期的にみると株式市場で評価

される可能性が大きいことを示している。

IR の 目 標 に 関 し て 、 J I R A の 調 査 に よ る と 、 I R の 目 標 を 1 1 項 目 の 中 か ら 順 位 を つ け て 3 つまで選び、 集計結果を1位に3点、2 位に2点、3位に1点を傾斜配分して得点順 に並べると、1位は「企業・事業内容の理解 促進」(1016点)、2位は「適正な株価の 形成」(802点)、3位は「経営戦略・経営 理 念 の 伝 達 」(6 8 3 点) と な る 。 以 下 、「 企 業 イ メ ー ジ の 向 上 」「 安 定 株 主 づ く り 」「 自 社 のファンづくり」と続く。 1 位にあげる企業 が多かったのは「企業・事業内容の理解促進」 (全体の40.1%)と「適正な株価の形成」 (2 1 .4 %)。企業の実態を理解してもらい、 株価への反映を目指す姿勢の表れといえよう。 このほか回答の選択肢にない項目では「株主 構成の適正化」「経営の健全性、透明性の向上」 「投資家の声のフィードバック」といった回 答 が あ っ た 。 数 年 前 の ア ン ケ ー ト で は 企 業 イ メージの向上が1位、企業・事業内容の理解 促 進 が 2 位 だ っ た こ と か ら 比 較 す る と 、 単 純 にイメージアップを図るのではなく、具体的 に株主に焦点を当てて経営を行うことの重要 性に注目する傾向があることが分かる。

実際に指標を設けてIRの効果測定をしていると答えたのは、全体の約7割。主な指標には「アナリストリポートの内容」(39.2%)、「アナリスト、投資家との面談回数」(31.3%)、「報道機関の記事内容」(29.7%)、「株式の売買高」(30.5%)があが

誰の目にも明白な指標は今のところないため、企業の経営者がIR活動の意義を十分に理解し、IR活動にかかるコストを価値のあるものと捉えることが第一である。

(4)戦略的 IR 活動の成功事例 < イトーヨーカ堂 >

イトーヨーカ堂の IR 活動は、ソニーととも

に証券アナリストや IR 専門家やビジネス誌 に IR 優良企業として選出されている。イトー ヨ - カ 堂 の IR 活 動 は 証 券 部 が 担 当 し て い る 。 ス タ ッ フ は 7 人 で 、 平 均 が 2 , 3 人 で あ っ た 背 景 を 考 え る と 先 進 的 な 数 値 で あ る 。 ま た 、 IR 活動の最高責任者は専務取締役であり、他 社 よ り も 上 位 の 者 が 責 任 者 と な っ て い る 。 大 株主からの要請があれば、スケジュールが許 す限り社長がミーティングに参加する。株主 を重視する姿勢が見いだせる。イトーヨーカ 堂のIR活動の目標は、透明性の高い経営と、 市場の信頼に基づく関係を築くことである。 投資家に経営をよく理解してもらうために、 なるべく実際の数値を使った情報を公開して い る 。 信 頼 関 係 が 保 た れ れ ば 、 投 資 家 が 同 社 の株式への投資を続けることを期待できると いうものである。

イトーヨーカ堂は、外国人持株比率が高い。 その理由の一つは、過去 20年間、ROEや EPS (1 株 あ た り 利 益) を 重 視 し て き た た め 、 外 国人投資家にとって、同社の株式は日本の他 のスーパーマーケット・チェーンより魅力的 であったことが挙げられる。もうひとつの大 き な 理 由 は、同 社 が 1977 年 か ら SEC の 開 示 基 準 に 従 っ た 情 報 開 示 を 行 っ て い る た め 、 経 営 や業績が外国人投資家に分かりやすかったこ とがあげられる。また、イトーヨーカ堂の ADR (アメリカ預託証券)が 1977年から NASDAQ で 店 頭 取 引 さ れ て い た た め 、 米 国 投 資 家 は 同 社の株式に容易にアクセスできたこともあげ られる。株主構造のもうひとつの特徴として、 創立者の持株比率がかなり高いことがあげら れ る 。 大 株 主 で も あ る 経 営 者 は 、 自 分 の 選 択 した戦略をより容易に遂行させることができ ると考えられる。イトーヨーカ堂は、外国人 持株比率が高いため、株式の持ち合いや安定 株主または機関投資家による株式所有の割合 が同業他社よりも比較的低い。安定株主比率

(6)米国のIRの実態

米国のIRは 1953年、GEの会長でCEO だったラルフ・コーディナー氏が広報部に、 いかにして投資家ともっと優れた意思疎通を 図ればよいかを検討するように指示したのが 始まりである。検討の結果、GEは広報部に I R 部 門 を 設 置 し た 。以 後 15 年 の 間 、主 要 な ア メ リ カ 企 業 が 、 コ ー ポ レ ー ト コ ミ ュ ニ ケ ー ション部門や広報部に同様の機能を設置した。 IRの担当者たちは、時折ニューヨークに集 まり、 I R をどのように行っていくかといっ た 情 報 交 換 を 行 っ た 。 1968 年 、 こ の 集 ま り か らIRA(IR協会)が公的団体として発足 し、いわばNIRI(全米IR協会)の前身 が 形 成 さ れ た 。 1980 年 代 末 、 I R プ ロ グ ラ ム を マ ネ - ジ で き る 人 材 の 需 要 が 増 大 し 、 N I RIに海外支部を設立し、国際組織にしよう

同調査によると、「IR担当者や経営者が投資家に何を語れるか」という質問に対して、「戦略ビジョンに立つ企業の財務的及び非財務的要素」という回答となる。前者は予想利益マージンや想定資本支出などがあげられる。後者の非財務的要素、無形資産は、「第一に経営者の質、具体的には、リーダーシップ、

ビジョン、競争能力、戦略を実行する能力、信頼性、洞察力、長期的方向性、財務上の責任能力、企業イニシアティブである。第二に、知的資本の開発、知的財産である。つまり、全従業員の教育、収益を生み出す特許や商標、グローバルと地域のノウハウである。いまが、はとんどが非財務的要素で決定される時代なのである。

しかしながら、透明性や全面開示は上級経営者の多くに否定であるいい。 であることは否定であるが、難しいときのであるが、難のとはあるがな情報のとさんのはあるがなけるであるであるであるであるであるであるではある。 に業の信頼や、企業にイスとに基づいのの方ではない。 にはいるであるが、ないまでのはあるのは、ある用ではいるとは、いったとしている。 にはないのの方である。

スクは、計上できないとはいえない数値に上 ると考えられるだろう。

(7) 日本企業のIRの実態

日本企業のIR活動の実態を探るべく、IRコンサルティング会社、株式会社ジェネラル・ソリューションズのコンサルタントの方にお話を伺った。 4

日本においてIRに取り組む企業はどのく らいあるのかというと、IR活動の必要性を 強く感じ、さらに、IRに十分な費用をかけ ることのできる一部の大企業に限られてしま うのが現状である。その割合は全企業の中、 おおよそ10%に当たり、日本インベスター リレーションズ協議会(JIRA)会員企業 と大体一致する。「自社の商品宣伝には金を使 うが、自社株式の宣伝には金を使わない企業 が多い」のが日本企業である。JIRAの実 態調査では、非会員企業においては約半数の 企業が「IRの費用は 500万円」と回答してい る。所詮「IR活動はしなくてもやっていける が、商品が売れないとやっていけない」とい う、単に優先順位の問題に帰結すると考えら れる。それは、活動が結果に現れるマーケテ ィングの世界に比べて IR 分野における効果 測定手法が確立されていないためである。

1 , 4 0 0 兆の個人資産の流動化や株式持合解消が進み、金融ビッグバンと IT の恩恵でプロと一般投資家の情報格差が縮まり、法的な市場活性化措置も論じられている現在、個

世のでは、アマーは、アマーは、アマーは、アーリ体性取って、にり必さるとのでは、カーリーが、カーリーが、カーリーが、カーリーが、カーリーが、カーリーが、カーリーがある。は、カーリーがある。は、カーリーがある。でも、カーリーがある。でも、カーリーがある。のまくのでも、カーのでは、カーので

日本においてIRの必要性が叫ばれるようになって久しくないため、企業のIR担当者にはノウハウがない。IR担当者は、深い企業理解、経営者の考えや戦略の理解、ネットの知識、株主層の把握、IRやPRの戦略などマルチタレントであることが求められる。

株式の出来高とIRサイトのアクセス件数 には相関関係があることが最近の顧客の調査 で 判 明 し た 。 ま た 、 経 営 環 境 の 変 化 が 要 求 す るものとそれに応える企業体制の間にはギャ ップが存在することも認識されている。それ を 埋 め る ソ リ ュ ー シ ョ ン と し て イ ン タ ー ネ ッ トを活用したIRがあげられる。例えば、企 業ホームページ内のIRサイトの設置、ネッ ト説明会の実施、アニュアルレポート・決算 短信・プレスリリースなどあらゆるIR情報 のデジタルファイル化、ならびに投資家への 配信、アクセスログ解析などがあげられる。 これらのITを駆使したIR活動を目的とし てではなく、手段として活用することには、 今後の個人投資家株式市場に対して、非常に 大きな意味がある。

今後、企業は一般投資家や外国人投資家も意識しなければならない情報にはする時間にはする時間にはずるの題がは、は、なる情報間にはずるの題がは、は、は、なるの理がは、のをは、のをは、ないのでは、といるのでは、といる。

個人株主や外国人株主等の存在が薄かった これまでの株式市場においては、株主重視の 経営や対株主の活動の重要性が強調されてい なかった。しかし、これらの株主の台頭や、 企業の不祥事等から、制度的情報開示に対し ての不信が募った。企業が市場の信頼を得る ためには、制度的開示による横並び的な最低 ラインの情報開示で十分だと認識するのでは なく、他企業との差別化、マーケティングの ひとつとして捉え、株主重視経営を行うこと がひとつである。企業と株主のコミュニケー ションの場としての認識や位置付けが重要な 課 題 で あ り 、株 主 総 会 を 最 大 の IR の 場 と し て 、 その活性化に取り組むべきである。また、自 主的に情報を開示することによって、モラル の向上をも図り、従業員の企業に対する誠意 を 高 め 、 ま た 社 会 的 信 頼 を 得 る こ と に も つ な がる。

年々企業と株主の関係は変化を遂げている。 最近はこれまでものを言わなかった機関投資 家も、株主としての権利を行使するようにな ってきている。将来的には今よりも株主が影 響力を持ち、IR活動は避けて通れない時代が到来するだろう。一部の大企業にその流れを任せるのではなく、株主やアナリストも企業のあるべき姿を研究・検討できるよう、情報の開示が求められる。

第 3 節 アナリストの役割

(1) アナリストの役割

資本市場における主役の一人である情報の一人である情報である情報の一人でする。情報の要といる。している。している。している。している。は行わればない。している。といる。とはないのである。といる。といる。

(2)情報分析上の問題点

また、アナリストは、会社経営者のインタビュー等を通じて、未公表の重要情報に接触する機会が多いが、その情報内容が証券取引法に定める「重要事実」であった場合、インサ

イダー取引規制に抵触することがないように、取扱いには十二分に注意する必要がある。 そこで、職務遂行時に守るべき規範として、(社)日本証券アナリスト協会が制定した「職務行為基準」では「内部者(インサイダー)あるいは内部者から情報を入手した者が、証券の発行者に関する重要な未公開情報を証券分析業務に利用することを禁止」している。

第4節 日本のIRの今後

バブル崩壊以前の株式持合い構造の下では企 業 に 対 す る チ ェ ッ ク 機 能 は な く 、 適 正 な 市 場 の形成がなされなかった。バブル崩壊後、企 業は多様な投資家に対して、株主重視の経営 を 行 う に 当 た り 、IR 活 動 が 求 め ら れ る よ う に なった。日本の市場においては情報開示に関 する厳正な基準や規制といったインフラが整 っていないため、IR活動をマーケティング戦 略の一環として、また競争力として位置付け て い る 企 業 は 少 な い が 、 今 後 ま す ま す 進 む 自 由な市場において、投資家やアナリストは市 場をチェックする機能を持ち、企業は厳しい チェックの目にさらされ、ROE 重視の経営、 TR 活 動 、 適 正 な 情 報 開 示 が 求 め ら れ る 。 そ し て、投資家や、企業と株主にとって重要な役 目を果たしているアナリストにも、 厳しく公 正 な 目 を 持 つ こ と が 求 め ら れ 、 適 正 な 市 場 形 成に必要なインフラの整備が急務である。

1 日本 IR協議会[w10]

http://www.jira.or.jp/2-1/2-1.html²日本 IR協議会[w10]IR活動の実態調査(2001)

http://www.jira.or.jp/2-3/3-5.html
³ 大和 IR[w12] 「2000 年度日本企業による海外説明会・投資家訪問の動向調査」 http://eir.daiwair.co.jp/pdf/pr010702.pdf

⁴ この内容は、株式会社ジェネラルソリューションズWEB事業部部長大塚順彦氏に9月 18日にインタビューした際に伺ったもの。 第4章 社会への情報開示

第 1 節 現代のパブリックリレーションズ リック リレーション ズイ が 現代において 通信・交通システム 化 ターネットの発達によって 対象 と 古 み 、 情 報 発信者 と で な り し て い る。 即 ち に ま 発信者 と 言って 起 は ほ と ん ど な り つ あ る と 言っても

過言ではない。

を持とてなくそに本てがバかする行つな様こ、の重企くなルる会がまかる信題とを対なり、る業ので世うなにはれいなかを解え発回りててとに内が習るを必けとるに関したがと、か営分でみがまかる信題とを対な現にしたがといか営分でとない。ながといか営分でよれがある情題とを対な現けにないとさないとはあるであるに関題とを対な現けとる在関のグ取別はではたのわ提口りにがおいます。 が習るを必けとる在関のグ取別活慣要越然ではたのわ提口りに対した。 かさまながる信題とを対な現はではないのが、次にないないとさないとさないとでみないとでかないとでかけるでかけるでかけるが、まっかのが、の日の供しまが、の日の供し掛対

インターネットの社会的浸透で、情報発信者と一般社会との関係は混沌とした様相を呈

している。このような時代においては、政治・経済・社会・文化・科学技術など、様々な分野を越えた領域をカバーするパブリックリレーションが社会の問題解決の鍵を握るであろう。

第2節 企業の環境対応活動と情報開示

社会、特に地域社会に対する情報開示という場合、最も重要なものは、環境問題に関する情報開示である。事業規模の拡大に伴い、企業が環境問題に与える影響が大きくなってきたが、それはまた、問題解決に向けて企業が果たしうる役割が大きいことを意味している。

1999 年の消費者にとってよい企業の条件1 の 1 位に「環境に配慮している」という項目 が挙がっていることから、この問題に対する 関 心 の 高 さ を 伺 う こ と が で き る 。 一 方 、 環 境 庁(現総務省)「環境により配慮した事業活動 の課題」のアンケートを見ると、従来型の環 境対策にはそれなりに取り組んでいるものの、 新しい取り組みに対しては経営環境などの悪 化により、優先順位としては先送りされてい る。 事 実 、 省 エ ネ 機 器 の 導 入 は 多 大 な コ ス ト と技術を要するし、環境ホルモン等に配慮す る に は 、 最 先 端 の 管 理 技 術 や 設 備 が 必 要 と な り、経営状況の良し悪しに左右されてしまい がちである。しかし、環境問題に対する国際 世 論 の 高 ま り や NGO の 活 動 が 重 な り 、 環 境 破 壊 に 対 す る 監 視 の 目 は 一 層 厳 し さ を 増 し て い る。

国立環境研究会の「企業の環境コミュニケ ーションについての調査結果」2によると、環 境情報開示に積極的な企業の多くは、環境情 報開示を21世紀に向けての企業存続の優先 課題と位置付けていることがわかる。また、 企業が環境に関する情報開示をする目的は、 ステイクホルダーとの相互理解を促進するこ と 、 と 位 置 付 け て い る 企 業 が 最 も 多 く 、 ス テ イ ク ホ ル ダ - か ら 寄 せ ら れ た 要 望 で 企 業 行 動 に変化が生じた企業ほど環境情報開示を通じ て の 相 互 理 解 を 重 要 視 し て い る 。 そ し て 、 注 目すべきは、企業が環境情報開示を行う上で 特に重視しているステイクホルダーは「地域 社 会 」 (52.4%)と 最 も 多 く 、 つ い で 取 引 先 企 業 、 社 内 、 消 費 者 の 順 と な っ て お り 、 企 業 が 地域社会からの支持・コミュニケーションを いかに重要視しているのかが見て取れる。ま た、その結果、社内的に従業員・経営者の環 境 意 識 を 高 め る こ と に つ な が っ た り 、 社 外 的 に、企業イメージの向上、表彰を受けるなど の効果が現れているという。

ない。

第 3 節 様 々 な 社 会 へ の 開 示 (1) 従 業 員 へ の 開 示 (エ ン プ ロ イ ー リ レ ー ショ ン ズ)

従業員を重視するといわれる日本的経営に

また、重大な事件が発生した場合、従業員が会社から事前に投過の報告を業員のおことは極めて重要なる。従来や関の企業の代表として取引先やあるの企業の代表としてのの企業の代表のことものの企業を関係をはある。

企業の情報開示のミニマムな単位は従業員への開示である。ここを避けては通れないし、 組織内での意思疎通がなされなければ、企業 の土台がないことと同義である。

(2) メディアへの開示(メディアリレーションズ)

企業の情報開示活動において、メディアとの関係は大変重要である。特に日本は世界でも有数の情報密度と経済性の高い国である。メディアによって同じ内容のニュースなどが一斉に報道され、社会的に情報が共有化され、世論形成が促進されると共に、企業活動にも影響を及ぼすからである。

メディアリレーションズは広告・宣伝とは 異 な り、メ デ ィ ア 側 が 主 体 的 に 情 報 選 択 を し、 内容に関してもメディアに編集権があるケー ス を 指 す 。 従 っ て 、 メ デ ィ ア リ レ ー シ ョ ン ズ の目的は、情報発信者である企業が不特定多 数の情報受容者に対して、意図する内容を正 確 に 、 公 平 に 、 で き れ ば 好 意 的 に メ デ ィ ア に 報道してもらうことである。よいメディアリ レーションズとは、情報発信者とメディアと の相互理解、良好な関係を築くことに他なら ない。メディア報道によって形成されたイメ - ジは良きにつけ悪しきにつけなかなか払拭 されないものである。そのような厳しい事実 を 心 得 て い な が ら も 、 メ デ ィ ア と の 良 好 な 関 係を普段から築く努力をしている企業は現在 のところ多くない。

第3節日本企業における危機管理

今日の複雑な社会・環境のもとでは、企業や組織になけばに潜在している。企業はいかないのがある。がではないではないでは、ではないではないではないではないではないでは、ではないではないではないでは、ではないではないでは、ではないではないでは、ではないではないがでは、これのの金の企業の命運を左右する。

 マター、経営の問題に発展する。社内、社外を問わず、さまざまなコミュニケーション活動が非常に重要な経営機能のひとつになってきている。

今日、危機管理が問われるような社会的な 重 大 事 件 が 多 く 起 き て い る が 、 そ の 度 に 明 る みに出るのは当事者や関係者の事実を隠す体 質 と 、 信 じ 難 い ほ ど の 危 機 管 理 意 識 の 欠 如 で ある。グローバル化と通信技術の発達によっ て世界との距離が縮まる一方、情報受容者の 数は飛躍的に増加している。企業を取り巻く 社会的要因が時々刻々変化しており、細心の 注意を払わないと認識できない形でリスクが 迫っていることもありうる。「いつ起こるか分 からないが、状況の変化を的確に捉えて、で きる限りの準備を怠りなくする」という危機 管 理 意 識 が 明 確 に 持 て る か 否 か が 重 要 に な っ てくる。しかしながら、緊急事態がいつ、ど こで、どのように起こるかを予測することは で き な い し 、 完 全 に 緊 急 事 態 の 発 生 を 防 ぐ こ とはできない。製品事故などの場合、企業イ メ - ジ や ブ ラ ン ド に 対 す る 信 頼 感 は - 般 的 に 低 下 す る が 、 そ れ ま で の 企 業 努 力 に よ っ て 構 築 さ れ た 企 業 イ メ - ジ の プ ラ ス の 蓄 積 が あ れ ば、企業側の対策や対応が適切であれば、損 失は最小限にとどめることができる。さらに、 事 態 収 拾 後 に は 企 業 に 対 す る 信 頼 が か え っ て 増すこともある。このようなイメージストッ ク効果を生むために、普段から従業員、消費 者 、 株 主 、 メ デ ィ ア を 始 め と す る 社 会 、 ひ い

て は 世 界 中 に 情 報 を 発 信 し 、 信 頼 関 係 を 築 く 努 力 を し な け れ ば な ら な い 。

危機管理に基づく情報開示の場合、次の4 つに分類することができる。³一つめは、過去 に 起 き た 事 実 、 問 題 で あ る 。 過 去 に 発 生 し た 現 象 に 対 し て 、 全 体 像 を 速 や か に 開 示 す る こ とである。二つめは、現在存在している、も しくは潜在している水面下の問題についてで あ る 。 事 前 に 起 こ り う る 問 題 領 域 と し て 情 報 を開示しておけば、いざ問題が発生した時の 対応が抵抗なく行える。三つめは、意思決定 に関するものであり、目的と手段などである。 四つめは、将来起こりうる問題に関してであ る。 今、 日 本 で 不 祥 事 が 起 こっ た と き に 見 ら れる光景は起こってしまったことへの謝罪で ある。しかし、本当にすべきことは、発生し た問題を未然に防ぐための対策であったり、 起きたときの対応がなされていない時に、責 任をとる、ということである。日本において は、海外に比べて発生した問題が必要以上に 取り上げられていることが多い。その原因の 一つとしては商品・サービス、企業の絶対性 を ま ず 主 張 す る か ら で あ り 、 問 題 は 将 来 、 ほ ぼ必ず起こりうることであり、起きて当然と 考 え な け れ ば な ら な い 場 合 が あ る 。 万 全 で あ る、という前提から問題が発生するとどうし ても謝罪が最終手段となってしまうのである。 また、日本の企業は情報を小出しにする傾向 があり、返って疑いが深まり、「まだ問題があ るのではないか」と追求を受けることになる。

このような事態を避けるためにも、対処療法的発想を廃し、全体像を予め情報開示する必要がある。これまで社内や業界内では通用してきたことも、今の社会や海外では通用しないケースが増えてきた。不特定多数の人々にも理解され、納得を得られる説明でなければ、コミュニケーションは成り立たないのである。

第5節社会への情報開示の課題

(財) 1996 年 1996 年 1996 年 1996 日 1996 年 1996 日 1999 日 199

欧米では日本より早くからパブリックリレーションズというビジネスが専門職として確立されており、PR活動評価の導入も一流企業・機関を中心に進んでいる。日本でも、1999年に(財)経済広報センターが実施した企業責任者と広報担当責任者への調査結果を見ると、広報の役割は社内他部門との事務的窓口

から「経営機能の一部」としてPRの戦略的な展開を企画立案とが浮き彫りになってるるのでも、情報開示活動の評価・測定がこれまでの経験や勘に頼るのではない戦略的な計画立案ツールとして認識されることが望ましい。

日本は情報開示に関して後進国と教やはは日本とアメリカではまで異ない。 習慣、消費者意識や会社帰属意識まで異はった。 まがあってのおいが対した。 ないのかが対するのであっているのではされれた。 ないのかが対するのであっているのではないのである。 もいのが違えないににいるのである。 がはである。 はいのである。 がはである。 はいのである。 がはである。 がはである。 がはである。 がはである。 がはである。 がはないのである。

普段の情報開示、イメージ戦略の努力によ

って、非常事態に備えることは十分に可能で あ る 。 今 日 の よ う に 政 府 機 関 や 企 業 に よ る 不 祥事が相次ぐ中、市民からの情報開示の声も あがっている。企業はその経営、環境活動や 社 会 的 責 任 の 遂 行 、 ま た 逆 に 起 こ り う る あ ら ゆるリスクを想定して、企業を取り巻く社会 に対して情報の発信を行っていかなければな らない。また、そのことがリスク回避、低減、 そ し て 事 態 収 拾 後 の 信 頼 回 復 に つ な が る 。 日 本の特徴として、情報の閉鎖性、リスク管理 の杜撰さ、高度成長期時代の名残とも言うべ き利益重視型経営、など芳しくない特徴があ る一方で、メディアの力が圧倒的に強力で、 受容した情報を鵜呑みにする傾向のある国民 性 な ど も あ げ ら れ る 。 言 葉 を 変 え れ ば 、 日 本 において、「情報」という言葉は重大なキーワ ードであるといえる。メディアと上手く付き 合い、社会的信頼を勝ち取ることこそ、日本 においてうまく生き残る手立てである。その 日本がこのグローバル社会の中で、情報開示 に関しては後進国である。グローバル化の波 に乗るためにも、日本における信頼を得るた めにも、適切な、クリアな情報開示が求めら れる。 一 方 、 ま す ま す 情 報 が 氾 濫 す る 中 で 、 情 報 が 誰 か の 意 志 に よ っ て 不 適 切 に 操 作 さ れ ることのないよう監視し、対策をすることも 重要であり、情報開示に関する規制や情報に 比較可能性を持たせるための評価基準の整備、 情 報 の 受 容 者 に も 大 衆 的 意 見 に 簡 単 に 左 右 さ れることのないよう適正な目を持つことが早

1 リーダーズ調査[w]

http://www.yomiuri.co.jp/adv/ojo/02number/200106/06data.html

² 国 立 環 境 研 究 所「企 業 の環 境 コミュニケーション についての調 査 結 果 について」

http://www.nies.go.jp/whatsnew/2001/20010514.html

³飯 久 保 廣 嗣 『 情 報 開 示 と 責 任 の と り 方 』p . 41 第 5 章 情 報 開 示 の 可 能 性

金融ビッグバンとIT革命により、グローバ ル資本主義においては、情報の「公開性」「公 正性」「迅速性」がより強く求められている。さ らに、不用意な損失に対して株主代表訴訟の リスクを負うなどの形で、企業トップは危機 管 理 能 力 を 問 わ れ 、 常 に 責 任 を 明 確 に す る こ とが求められている。続発する不祥事に共通 するのは、情報分析力の乏しさ、消極的な情 報開示の姿勢、不適切かつ迅速でない対応で あり、その根本にあるのは双方向コミュニケ ーションの欠如である。低迷する日本が今必 要としているのは継続的コミュニケーション、 即ち、社会・世界に対する情報の開示である。 企業が外部に向かって情報を開示していくこ とで、企業に対するイメージ向上、最終目的 としては信頼関係の構築を狙い、逆にステイ クホルダーは、企業に対してのあらゆるイメ ージを持ち、また、厳しい監視の目を持つよ うになる。

冷戦時代が過ぎ、日本にも規制緩和の波が押し寄せ、社会・企業・個人等のすべての単

経済的不況から、世間では企業のよいこュースが取り沙汰されることは多くないい。した大企業を中心に、大々的にではないにしる、環境問題に取り組む等の社会的責任ある行動は草の根的に確実に広がってきている。また、世界の潮流ともに対する関心や問題意

参考文献

[1] ディスクロージャー研究学会 『現代ディスクロージャー論』 1999 中 央経済社

- [2]藤江俊彦『価値創造のIR戦略』 2000 ダイヤモンド社
- [3]福田眞也『ディスクロージャーの知識』 1993 日本経済新聞社
- [4] 堀 章 男 『 企 業 広 報 の 手 引 』 1998 日 本 経 済 新 聞 社
- [5]飯久保廣嗣 『情報開示と責任のとり方』 1997 かんき出版
- [6] 井 之 上 喬 『 パ ブ リ ッ ク リ レ ー シ ョ ン ズ 』 2001 P H P 研 究 所
- [7] 國 部 克 彦 ・ 角 田 季 美 枝 『 環 境 情 報 ディ ス ク ロ ー ジャ ー 企 業 戦 略 』 1999 東 洋 経 済 新 報 社
- [8] 小 池 一 弘『ア メ リ カ に お け る リ ス ク 情 報 の 開 示 』

1999 税 務 経 理 協 会

- [9]近藤一仁・和出憲一郎・内田勝巳 『IRがわかる本』 1999 PHP新書
- [10] Kurt P. Stocker, "A Strategic Approach to Crisis Management" The Handbook of Strategic Public Relations and Integrated Communications 1997
- [11] Larissa A. Grunig, Ph.D. "Exellence in Public Relations" The Handbook of Strategic Public Relations and Integrated Communications 1997
- [12]松尾聿正『環境情報開示論』 1999白桃書房

[13]日本インベスター・リレーションズ協議会『IR情報ハンドブック 2000』 2000 日本インベスター・リレーションズ協議会 [14]好川透『コーポレート・ガバナンスと IR活動』 1998 白桃書房 [15]住友海上リスク総合研究所 『情報開示と企業リスク』 1998 化学工場日報社 URL一覧 [w1] IR-BOX

[w 1] I R - B O X
 http://www.aspir.co.jp

[w2]株式会社大和 IR http://www.eir.daiwair.co.jp

[w3] 株式会社インタリスク http://www.interisk.co.jp

[w4]株式会社ジェネラルソリューションズ http://www.c-direct.ne.jp

[w5] 環境庁 http://www.env.go.jp

[w6]環境 goo http://eco.goo.ne.jp

[w7] 先 進 国 に 学 ぶ 環 境 対 策

http://net.pref.aomori.jp/tugarukoik
i/jinzai/katura.html

[w8]経団連 http://www.keidanren.or.jp

[w9]国立環境研究所 http://nies.go.jp

[W10]日本インベスターリレーションズ協議会

http://www.jira.or.jp

[w11]Risk&Return Web

http://www.jri.co.jp

[w12]リスクマネジメント協会

http://www.arm.gr.jp

[w13] 東証取引参加者協会

http://web.infoweb.ne.jp/seikyo/index.html

[w14]WEB ojo [読 売 AD リポート]

http://www.yomiuri.co.jp/adv/ojo/

[w15]財団法人日本環境協会

http://www.jeas.or.jp